

目論見書補完書面（外国投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面は、ジュエル・ボックス・ファンド（ケイマン諸島籍契約型公募外国投資信託・オープンエンド型/追加型・米ドル建て/円建て）（以下「本ファンド」といいます。）にお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認頂きたい重要な事項をお知らせするものです。

お申込みの際には、本書面及び投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読み下さい。

外国投資信託とは、投資家の皆様の投資資金を投資対象に投資し、利益が出た場合に投資家の皆様が投資から生ずる収益若しくは投資にかかる財産の分配を受ける権利を取得するという商品です。運用で損失が出た場合には、投資家の皆様が負担することになります。

(1) 本ファンドに係るリスクについて

本ファンドは、銀行口座に預託されている現金を除く本ファンドの資産を、他の投資先ファンドに投資するファンドです。投資先ファンドの成果は、当該ファンドの運用会社及び専門スタッフの能力に依拠しており、本ファンドの成果は、投資運用会社が当該運用会社を特定し、成果が見込める投資セクター及び投資戦略を識別できるか否かに依拠します。従って、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。本ファンドへの投資は、投資金額の損失を引受けることができる場合にのみご検討下さい。

本ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に以下のようなリスクがあります。

◆複数段階の報酬

本ファンドが投資する投資先ファンドは、運用報酬及び／又は成功報酬を請求することが予想され、その結果、本ファンド（及び間接的に本ファンドの投資家）は複数段階で運用報酬を負担することになり、それには成功報酬やインセンティブとなる配分が含まれることもあり、報酬の総額は、単一の運用会社が運用する投資において一般的に課される報酬を超える結果となる可能性があります。ある投資先ファンドが、その目標とする運用成績が達成された場合に支払われる成功報酬を課す場合、それは本ファンドの他の投資対象には関係なく課されるので、投資家は、本ファンドのポートフォリオ全般が下落している期間でも、成功報酬を間接的に負担しなければならない可能性があります。

◆カウンターパーティーリスク及び決済リスク

投資運用会社又は本ファンドの投資先ファンドが行う一部の投資は、その性質上、取引相手方の債務履行能力に依存します。かかる当事者が、何らかの理由により債務を履行できなかった場合、本ファンドは損失を被ることがあります。そのため、本ファンドは、本ファンド又は本ファンドの投資先ファンドの取引相手方の信用リスクにさらされます。また本ファンドは、清算機関及び取引所による清算不履行リスクも負います。カウンターパーティーによる不履行又は清算の不履行は、本ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社は、信用力が高いと考えるカウンターパーティーとのみ取引を行う予定ですが、カウンターパーティーが債務不履行に陥らないという保証及び本ファンドが取引で損失を被る結果にならないという保証はありません。さらに、限定的な数のカウンターパーティーとの間に取引が集中することによって、本ファンドの損失の可能性が拡大する可能性があります。投資運用会社は、投資先ファンドが契約するカウンターパーティーに対するコントロールを有しません。

◆市場リスク及び流動性リスク

本ファンドは、投資先ファンドを通じて、流動性リスクにさらされる場合があります。例えば、投資先ファンドが、流動性のある市場に投資することができる場合であって、ポジションを清算することが不可能になるか又はそのための費用が高くなることもあり、その結果、多額の取引費用が生ずる場合があります。純資産価格が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。かかる状況における損失発生危険性に加えて、本ファンドが適時に投資先ファンドからの償還ができるかは、投資先ファンドの資産の流動性の損失により影響を受けることがあります。

◆デリバティブ取引リスク

デリバティブ商品の価格は著しい価格変動が生じます。投資先ファンドの資産が投資される先渡契約及びその他のデリバティブ取引は、特に、金利、需給関係の変化、政府の貿易、税制、金融及び為替管理の方針、並びに国際的な政治・経済情勢によって影響を受けます。その結果として、本ファンドが損失を被る可能性があります。

◆空売りリスク・レバレッジリスク

投資先ファンドは、デリバティブを通じて指数の空売りやレバレッジを利用することができます。従いまして、投資先ファンドが空売りしている株式指数、債券、及びその他の証券等が、投資環境等の好転等で価格が上昇した場合、本ファンドの純資産価額が下落し、損失を被ることがあります。また、レバレッジの利用により、資産の変動性の増大などの追加的なリスクがもたらされる他、借入れ金利等の追加的なコストがかかることがあります。

◆為替リスク

投資運用会社は、通常、各投資先ファンドの米ドル建てクラスに投資しますが、本ファンドの資産を米ドル以外の通貨建ての資産に投資する可能性があり、時に、本ファンドの資産の大部分が米ドル以外の通貨建てになる可能性もあります。加えて、本ファンドの特定の受益証券は日本円建てです。投資運用会社は、通常、為替ヘッジ取引を行い、また日本円建てクラス受益証券について米ドル建て資産と報告通貨である日本円との間で生じる為替リスクの低減を追求します。本ファンドが米ドル以外の外国通貨建て資産に投資する場合、投資運用会社は、常にではないものの、適用のある米ドルと日本円との間と同様の通貨変動リスクを回避することを追求しますが、かかる回避が成功するかについては何らの保証も存在しません。当該ヘッジにかかる費用、利益、又は損失は、そのヘッジがなされたクラスにのみ配分されます。

また、投資先ファンドの資産は米ドル以外の通貨で表示されている場合があり、投資先ファンドの運用通貨と投資先ファンドの投資の表示通貨との間の変動により、投資先ファンドの運用通貨の価値が変動する可能性があります。通貨価値に影響を与える要因としては、貿易収支、短期金利の水準、異なる通貨建の類似資産の相対的価値の差、投資と値上り益に対する長期的な機会及び政治情勢などがあります。

◆運用者リスク

本ファンドは、本ファンドが投資する投資先ファンドのキーパーソンの運用能力に依存するリスクがあります。投資先ファンドのキーパーソンの退職等によりパフォーマンスの継続性が失われる可能性があります。

◆換金（買戻し）にかかるリスク

本ファンドの換金（買戻し）は、販売会社を通じてファンドに買戻請求を行う方法によります。買戻日の 65 暦日前までに買戻請求をする必要があります。買戻価格は各四半期（3、6、9、12 月）末の最終ファンド営業日の 1 口当り純資産価額に基づいて算定されます。従って、買戻価格は換金（買戻し）のお申込み時点では確定しておらず、かつ、換金（買戻し）により実際に受け取る金額は当初の投資金額を下回る可能性があります。

本ファンドの純資産価額の 25%を超える買戻請求があった場合、一部を翌四半期に繰り越す場合があります。但し、繰り越しは 4 回までとし、その後残額が全て返還されます。

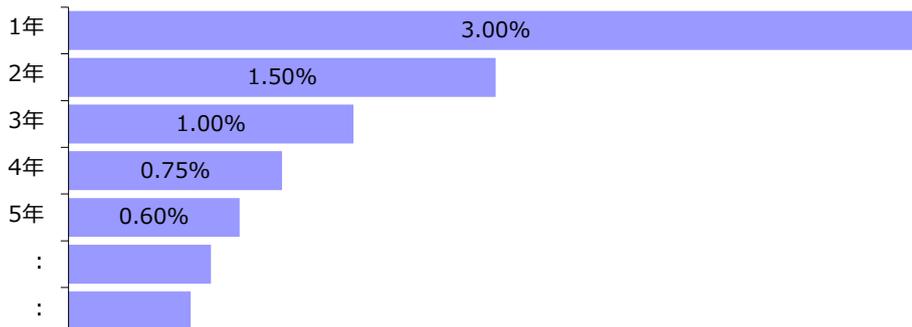
(2) 本ファンドに係る手数料等について

■ 申込時に直接ご負担頂く費用

- ◆ 申込手数料：お申込み金額の **3.3% (消費税込)**。

投資信託の販売手数料は購入時にご負担頂くものですが、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりの負担率は次第に減っていきます。

【保有期間】 【1年あたりのご負担率 (税抜)】 購入手数料が3% (税抜) の場合



■ ご換金時に直接ご負担頂く費用

- ◆ 換金手数料：購入後 12 か月以内に換金 (買戻し) する場合、買戻価格の 5% が買戻手数料として、買戻価格から控除されます。購入から 12 か月経過後は不要となります。

■ ファンド株式の保有期間中に間接的にご負担頂く報酬及び費用

◆ 管理報酬等

① 投資運用会社の報酬

投資運用契約に基づき、本ファンドは、投資運用会社に対し、純資産価額の **年率 1.1% (消費税対象外)** に相当する管理報酬を支払います。管理報酬は、四半期ごとに算定され後払いされます。なお、本ファンドは、投資運用会社に対し、成功報酬は支払いません。

② 販売会社の報酬

本ファンドは、販売会社に対し、純資産価額の **年率 0.8% (消費税対象外)** に相当する固定報酬を支払います。固定報酬は、四半期ごとに算定され後払いされます。

③ 代行協会の報酬

本ファンドは、代行協会に対し、純資産価額の **年率 0.1% (消費税対象外)** に相当する固定報酬を支払います。固定報酬は、四半期ごとに算定され後払いされます。

④ 管理事務代行会社 (アドミニストレーター) の報酬

本ファンドは、管理事務代行会社に対し、最大で純資産価格の年率 **0.05%** (純資産価格によって料率が異なります。) に相当する報酬 (最低でも年額 42,000 米ドル) を支払います。また、管理事務代行会社には、FATCA/CRS、AML 関連業務、財務諸表の作成等に関する報酬も支払われます。これらは、四半期ごとに算定され後払いされます。

⑤ 受託会社 (Trustee) 報酬

本ファンドは、受託会社に対し、純資産価額の **年率 0.02% 又は年額 15,000 米ドルのいずれか**

れが高い額を、報酬として支払います。

⑥ 管理会社の報酬

本ファンドは、管理会社に対し、**年額 35,000 米ドル**の報酬を支払います。

※ 本ファンドの投資対象である投資先ファンドにおいて、別途運用報酬及び成功報酬等が計上され、本ファンドの基準価額に反映されます。それらの報酬は投資先ファンド毎に異なり、その時々のパフォーマンスにより変動するため予め金額や料率を表示することは出来ませんが、投資先ファンドの運用報酬については当初投資予定の 4 ファンドの投資配分（予定）に基づいた加重平均は年率約 1.50%となります。

◆その他の費用- 監査法人及び会計士報酬

- 弁護士報酬及びその他の専門家報酬
- ケイマン諸島及びその他の国の政府機関又は証券取引所への登録費用及び登録維持に関連する手数料及び費用
- 規制遵守及び書類提出に関する費用
- 訴訟その他の臨時費用
- 目論見書の印刷、翻訳、広告、配布、年次報告書等に関する費用に加えて、本ファンドは、その運営及び事業に付随するその他すべての費用を負担します。

※ その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。

※ 上記の各報酬、手数料、費用等の合計額及びその上限額並びにこれらの計算方法については、本ファンドの運用状況や投資証券の保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(3) クーリングオフ規定について

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(4) 本ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

本ファンドに係る金融商品取引契約は、当社と投資者の間で締結される（日本証券業協会の定める）外国証券取引口座約款（その内容についての別途の取り決めも含む）に従って、投資証券に投資する契約です。

(5) 本ファンドの販売会社が行う金融商品取引業の内容及び方法

本ファンドの販売会社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、本ファンドの販売会社において本ファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

お取引にあたっては、保護預かり口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。

お取引のご注文を頂いたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預け頂いた上で、ご注文をお受け致します。前受金等がない場合、本ファンドの販売会社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預け頂きます。

ご注文頂いたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡し致します（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

(6) その他のご留意事項

募集の対象となっている本ファンドは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号（改正済））第 5 条の規定により有価証券届出書を 2024 年 9 月 6 日に関東財務局に提出しております。ファンドへの申込みは以下の通りとなります。

当初申込期間（2024 年 9 月 24 日から 2024 年 10 月 17 日まで）

クラス	1 口当たりの発行価格	最低申込単位
円クラス	1,000 円	100 万円以上及び 1,000 円単位
米ドルクラス	10 米ドル	1 万米ドル以上及び 10 米ドル単位

継続申込期間（2024 年 10 月 18 日以降 2025 年 6 月 30 日まで）については、1 口当たりの純資産価格で発行されます。

クラス	1 口当たりの発行価格	最低申込単位
円クラス	1 口当たりの純資産価額	100 万円以上 1 円単位
米ドルクラス	1 口当たりの純資産価額	1 万米ドル以上 1 米セント単位

（注） 申込期間は、継続申込期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。

(7) 本ファンドの販売会社の概要

当社の概要

商号等	キャピタル・パートナーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 62 号
所在地	<本社・本店> 〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目 13 番 7 号 四国ビルディング
加入協会	日本証券業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC※)
資本金	1,000 百万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1999 年 12 月 27 日
連絡先	03-3518-9300 またはお取引のある支店にご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目 13 番 7 号 四国ビルディング

電話番号：03-4543-1131（投資相談室）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で、簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC※）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

※FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。